

# 伊 勢 市 公 報

第 66 号  
平成 20 年 8 月 5 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則	2
<b>消防訓令</b>	
○ 伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程	6
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 投票所の設置について	9
・ 投票時間の変更について	10
・ 開票の場所及び日時について	11
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	12
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	13
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	14
・ 期日前投票所の設置について	15
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	16
・ 平成 20 年 7 月 26 日に職務を行うべき投票管理者の変更について	17
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	18
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	19
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	20
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	21
<b>公 告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	22
○ 公示送達	26
<b>消防本部公告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	28
<b>病院事業公告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	30
<b>公 表</b>	
○ 監査委員公表	33

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 29 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第7号

### 伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市中学校給食共同調理場条例（平成20年伊勢市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条の規定により、伊勢市中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 共同調理場において調理を行う中学校給食（以下「中学校給食」という。）用物資の検収、保管及び管理に関すること。
- (2) 中学校給食の献立の作成に関すること。
- (3) 中学校給食の検食に関すること。
- (4) 中学校給食の調理に関すること。
- (5) 中学校給食の配送に関すること。
- (6) 設備、機械、器具等共同調理場の施設の整備及び保全に関すること。
- (7) 衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。
- (8) その他中学校給食に関すること。

2 前項に掲げる所掌事務のうち、調理、配送等は、業務委託することができる。

(職員及び職務)

第3条 条例第4条の規定により、共同調理場に、場長を置く。

2 場長は、所管の事務を掌理する。

(対象校)

第4条 共同調理場が中学校給食を供する範囲は、別表のとおりとする。

(伊勢市中学校給食共同調理場運営委員会)

第5条 共同調理場の円滑な運営を図るため、伊勢市中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
  - (2) 場長
  - (3) 中学校長の代表
  - (4) 栄養教諭又は学校栄養職員
  - (5) 保護者の代表
  - (6) 調理業務受託者の代表
  - (7) 配送業務受託者の代表
  - (8) 教育長の指名する者
- (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象校	位置
伊勢市立倉田山中学校	伊勢市神田久志本町1645番地
伊勢市立厚生中学校	伊勢市一之木5丁目5番3号
伊勢市立宮川中学校	伊勢市二俣4丁目5番3号
伊勢市立港中学校	伊勢市竹ヶ鼻町100番地
伊勢市立豊浜中学校	伊勢市西豊浜町2736番地
伊勢市立北浜中学校	伊勢市東大淀町15番地
伊勢市立沼木中学校	伊勢市上野町823番地
伊勢市立城田中学校	伊勢市粟野町777番地
伊勢市立五十鈴中学校	伊勢市中村町458番地

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 7 月 25 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

## 伊勢市消防本部訓令第 4 号

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程

伊勢市消防職員任用規程（平成 17 年伊勢市消防本部規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条ただし書及び第 3 号を削る。

第 18 条第 3 項中「消防司令長以上の階級の者」の次に「及びその他必要と認められる者」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 20 年 7 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 隆 雄

伊勢市西豊浜町 78 番地

変更後 日 置 辻 男

伊勢市西豊浜町 1456 番地

伊勢市選管告示第 34 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における各投票区の投票所を別紙のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 35 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙において、投票をすることが  
できる時間を午前 9 時から午後 5 時までと定めます。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 36 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開票区  
の開票の場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267  
号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定に  
より告示します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- |       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室 |
| 2 日 時 | 平成 20 年 7 月 31 日（木） 午後 8 時                    |

伊勢市選管告示第 37 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 20 年 7 月 28 日（月） 午後 5 時 30 分

伊勢市選管告示第 38 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開票区  
開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

開 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市 村松町 3075 番地 1	濱口 秋吾	伊勢市 東豊浜町 1516 番地	河俣 多賀生

伊勢市選管告示第 39 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 40 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を下記のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 期日前投票期間 平成 20 年 7 月 23 日（水）から 7 月 30 日（水）まで  
毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階 4－3 会議室

## 伊勢市選管告示第 41 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しますので、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

### 記

#### 1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市大湊町 236 番地	金森 弘	平成 20 年 7 月 23 日
伊勢市一色町 1555 番地	南平 長一	平成 20 年 7 月 24 日
伊勢市有滝町 269 番地	宮本 銀博	平成 20 年 7 月 25 日
伊勢市東豊浜町 1060 番地	東側 正勝	平成 20 年 7 月 26 日
伊勢市大湊町 236 番地	金森 弘	平成 20 年 7 月 27 日
伊勢市村松町 418 番地 1	奥野 正巳	平成 20 年 7 月 28 日
伊勢市東豊浜町 1093 番地	角屋 幸男	平成 20 年 7 月 29 日
伊勢市東大淀町 347 番地	森 隆生	平成 20 年 7 月 30 日

#### 2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市大湊町 513 番地 74	北川 勝	平成 20 年 7 月 23 日
伊勢市一色町 1576 番地	石原 精一	平成 20 年 7 月 24 日
伊勢市有滝町 2007 番地	川邊 克彌	平成 20 年 7 月 25 日
伊勢市東豊浜町 1516 番地	河俣 多賀生	平成 20 年 7 月 26 日
伊勢市大湊町 513 番地 74	北川 勝	平成 20 年 7 月 27 日
伊勢市村松町 49 番地	濱口 和洋	平成 20 年 7 月 28 日
伊勢市東豊浜町 1060 番地	東側 正勝	平成 20 年 7 月 29 日
伊勢市東大淀町 67 番地 2	西村 弘美	平成 20 年 7 月 30 日

伊勢市選管告示第 42 号

平成 20 年 7 月 22 日伊勢市選管告示第 41 号中、平成 20 年 7 月 26 日に職務を行うべき投票管理者を下記のとおり変更します。

平成 20 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

平成 20 年 7 月 26 日に職務を行うべき投票管理者

	住 所	氏 名
変更前	伊勢市東豊浜町1060番地	東側 正勝
変更後	伊勢市東豊浜町4410番地	南端 充淑

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
301	株式会社アクアテック	津市雲出本郷町 1352 番地 1	平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
107	広島屋文化設備店	志摩市大王町波切 1055 番地	平成 20 年 7 月 18 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 24 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道部窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 20 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
船江 4 丁目、竹ヶ鼻町、小木町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 7 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
284	ササキ設備	津市美里町家所 8 番地 124	平成 20 年 7 月 28 日

伊勢市公告第65号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成 20 年 7 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 採用予定者

事務職	19名 程度
事務職（身体障がい者を対象とした別枠）	2名 程度
保育士	5名 程度
保健師	2名 程度
土木技術職	2名 程度
土木技術職（身体障がい者を対象とした別枠）	2名 程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、伊勢市に通勤可能な者
- (2) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職（本公告末尾参照）には任用できません。

(3) 受験区分

ア 事務職、土木技術職

I A 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

I B 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

I C 平成元年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

イ 事務職（身体障がい者を対象とした別枠）、土木技術職（身体障がい者を対象とした別枠）

II C 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

①身体障害者手帳の交付を受けている者

②自力での通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行が可能な者

③採用試験において活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できる者（ただし、ルーペの使用は可能）

ウ 保育士

III A 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

III B 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

ただし、保育士資格を有するか、平成21年3月学校を卒業し資格取得見込みであること。

エ 保健師

IV A 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

IV B 昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

ただし、保健師免許を有するか、平成21年3月学校を卒業し免許取得見込みであること。

### 3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行い、第3次試験は、第2次試験合格者を対象に行います。

#### (1) 第1次試験

##### ア 試験種目

職 種	試 験 区 分
事 務 職	教養試験・適性試験
事 務 職(身体障がい者を対象とした別枠)	
保 育 士、保 健 師及び土木技術職(身体障がい者を対象とした別枠を含む。)	教養試験・適性試験・専門試験

##### イ 試験の内容

試 験 区 分	内 容
教養試験	受験区分ⅠA、ⅢA及びⅣAの者は大学卒業程度、ⅠB、ⅢB及びⅣBの者は短期大学卒業程度、ⅠC及びⅡCの者は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
専門試験 (保育士)	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び保健衛生についての択一式による筆記試験
専門試験 (保健師)	地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。 )及び保健福祉行政論についての択一式による筆記試験
専門試験 (土木技術職)	受験区分ⅠA及びⅠBの者は数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。 )及び土木施工、ⅠC及びⅡCの者は数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての択一式による筆記試験
適性試験	適性についての択一式による筆記試験

#### (2) 第2次試験

口述試験(面接)

#### (3) 第3次試験

口述試験(集団討議及び面接)

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

伊勢市総務部職員課が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、全職種共通の添付書類を添えて**必ず受験者本人が総務部職員課へ持参 又は郵送**してください。

ただし、事務職(身体障がい者を対象とした別枠)、土木技術職(身体障がい者を対象

とした別枠)、保育士及び保健師については、全職種共通の添付書類のほか職種別追加書類を添えて提出してください。

ア 全職種共通の添付書類

添 付 す る 書 類
本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）、返信用封筒2通（長形3号(120×235mm)に80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。） 最終学歴となる学校の学業成績証明書（第2次試験合格者のみ。提出は2次合格通知受理後。） ※外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

イ 職種別追加書類

受 験 区 分	添 付 す る 書 類
事務職及び土木技術職(身体障がい者を対象とした別枠)	身体障害者手帳の写し
保育士及び保健師	有資格(資格取得見込)を証する書類

(2) 申込受付期間

平成20年8月1日(金)から8月15日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで(月曜日のみ午後7時まで)。日曜日及び土曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成20年8月13日(水)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成20年9月21日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成20年10月15日(水)又は16日(木)に行いますが、時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 第3次試験

平成20年10月25日(土)又は26日(日)及び11月3日(月)又は4日(火)に行いますが、時間及び場所は、第2次試験合格者に通知します。

(4) 試験結果(得点及び順位)の通知

第1次試験の試験結果について、本人の得点・採用区分ごとの順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、得点・順位の開示を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」に記入してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成20年11月上旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成21年4月1日

8 給与

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市総務部職員課へしてください。

（電話 0596-21-5505・5506）

郵送の場合の送り先は、次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用募集申込書在中」と記入してください。

また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要がありますので、必ず連絡先（電話番号）をご記入ください。

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部職員課宛

10 外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

伊勢市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

(1) 公権力の行使に相当する職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、伊勢市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

伊勢市公告第 66 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、財務政策部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 20 年 7 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	227879-6	青海 託
2	202617-7	荒木 宏
3	234768-8	有限会社 伊勢湾開発
4	210767-4	石田 好子
5	240991-5	井上 忠重
6	203623-9	奥村 恒省
7	203171-4	神田 正弘
8	203271-0	協和株式会社
9	203352-0	香林 富美子
10	227515-4	小藤田 要
11	203569-5	諸葛 美千枝
12	203628-5	杉本 結城
13	244434-9	有限会社 杉木運輸

14	201428-7	谷口 よしゑ
15	218239-3	高木 一
16	218238-5	高木 一 (高木 たね)
17	215440-1	竹内 金之助
18	203985-1	徳原 光男
19	207731-4	中田 辰吉
20	208130-3	中西 良
21	217052-6	中村 伸也
22	240866-8	中山 平助
23	217428-7	西村 八重子
24	202000-8	樋口 あきへ
25	204564-8	廣瀬 公邦
26	244626-0	福井 文吉
27	244337-7	ワセン開発三重

伊勢市消防本部公告第1号

次のとおり伊勢市消防職員の採用試験を行います。

平成20年7月18日

伊勢市消防長 西田 恒郎 印

- 1 採用予定者    ア 消防職（一般）           7名程度  
                  イ 消防職（救急救命士）   2名程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身とも健全で、消防業務に支障がないこと。
- (3) 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者のうち次の区分による。

受 験 年 齢 区 分	学歴、免許等		生年月日
	ア 消 防 職 （ 一 般 ）	大学又は大学院修了者	平成21年 3月の修了 者見込む
短期大学、高等専門学校又は 専修学校（専門課程）修了者		昭和56年4月2日から平成元年4月1日まで	
中学校又は高等学校修了者		昭和58年4月2日から平成3年4月1日まで	
イ 消 防 職 （ 救 急 救 命 士 ）	救急救命士法による救急救命士免許を有する人		昭和54年4月2日以降に生まれた方

3 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験科目

教養試験、適正試験及び体力試験

イ 試験の内容

試験区分	内 容
教 養 試 験	社会・人文・自然に関する一般知識並びに文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適 性 試 験	適性についての択一式による筆記試験
体 力 試 験	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・立ち幅とび

(2) 第2次試験

ア 口述試験（面接）

- イ 作文試験
- ウ 健康診断

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市消防本部が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、次の書類を添付し**必ず受験者本人が持参又は郵送してください。**

郵送の場合の宛先は、次のとおりです。なお、朱書きで「職員採用試験受験申込書在中」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合は、至急連絡する必要があるため、**必ず連絡先(電話番号)をご記入ください。**

写真は、上半身を写した名刺型で申込み前6か月以内に撮影したものとします。

〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1436番地1 伊勢市消防本部 総務課 宛

添付する書類	
1	住民票の写し(本人分のみ)1通、返信用封筒2通(80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。)
2	最終学歴に係る修了証明書又は修了見込証明書1通(中学校修了者を除く。)
3	イの受験者のみ、救急救命士免許証取得者はその免許の写し1通

(2) 申込受付期間

平成20年8月1日(金)から8月15日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成20年8月13日(水)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成20年9月21日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

10月下旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者に通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

11月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成21年4月1日

8 職務内容等

採用後、全員三重県消防学校に入校し、研修を受けます。その後、各消防署等に配属され、消防業務全般に従事します。

9 給与

伊勢市職員給与条例に基づき支給します。

10 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市消防本部総務課へしてください。

(電話 0596-25-1206 又は 25-1264)

## 伊勢市病院事業公告第3号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成20年7月18日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

### 1 採用職種及び採用予定者数

区分Ⅰ 一般事務員 2人程度

\*採用後は、医療に関する事務に従事し、原則として病院以外への異動はありません。

区分Ⅱ 栄養士 1人程度

\*採用後は、病院に勤務し、原則として病院以外への異動はありません。

### 2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 区分Ⅰについては、昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、市立伊勢総合病院に通勤可能な方
- (2) 区分Ⅱについては、昭和54年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士免許を有し、市立伊勢総合病院に通勤可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

### 3 受験区分

区分Ⅰ A 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方

B 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方

C 平成元年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方

区分Ⅱ D 昭和54年4月2日以降に生まれた方

### 4 試験の方法

#### (1) 第1次試験

試験種目	内 容
教養試験	受験区分A及びDの方は大学卒業程度、Bの方は短期大学卒業程度、Cの方は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
一般性格診断検査	択一式の質問紙による性格診断検査

(2) 第2次試験

口述試験（面接）及び作文試験

5 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③最終学歴となる学校の学業成績証明書（区分Ⅰの第1次試験合格者のみ。提出は第1次試験合格通知受理後）
④管理栄養士免許証の写し（区分Ⅱのみ）
⑤日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

平成20年8月1日（金）から平成20年8月22日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成20年8月20日（水）付消印まで有効とします。

6 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成20年9月28日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成20年10月中旬に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

7 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成20年11月上旬までに受験者に通知します。

8 採用予定年月日

平成21年4月1日

9 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

10 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

(電話 0596-23-5111 内線213、214)

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市監査委員公表第2号

平成19年度定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年7月24日

伊勢市監査委員 小松 尚平  
 伊勢市監査委員 浦野 卓久  
 伊勢市監査委員 品川 幸久

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
環境課	墓地管理手数料の2部複写の手書き領収書については、あらかじめ一連番号を付して使用しているところであるが、書損分が保管されていないものが見受けられたので、取扱いについて適正に処理されたい。	「措置済み」 手書き領収書の取扱について、所属職員へ周知徹底し、適正に処理した。
資源循環課	投棄場の収入について調定漏れがあり、収納金が指定金融機関に払い込まれていなかった。調定については会計規則に基づき適正に処理するとともに、収納金の引継ぎについては遺漏のないよう努められたい。	「措置済み」 月締めで許可証と領収書のチェックをする。 収納金の引継後、その日に銀行へ入金する。
長寿課	敬老金の資金前途については、すみやかに支払うとともに精算手続きをされたい。	「措置済み」 平成19年12月13日最終精算済み。
商工労政課	矢持地区情報通信基盤整備事業にかかる一連の不手際な事務処理について、地域住民の皆様にもご迷惑をおかけする結果となり誠に遺憾である。事業の遂行にあたっては計画性をもち、関係機関等との調整については慎重に遺漏なく取組まれたい。	「実施中」 矢持地区情報通信基盤整備事業については、平成18年度繰越事業として旧まちづくり推進課から事業を引き継ぎ進めてきたが、諸般の事情から事業の遂行を断念し、地域住民に多大なご迷惑をかけることとなった。 現在、新たな辺地総合計画を策定し、平成19年度、平成20年度の継続事業として進めているところであり、事業遂行にあたっては、工事担当課と連携を密にし、迅速かつ慎重に進め早期完成に努力したい。
農林課	産地づくり交付金については、理解不足等による事業の取組みにより過払い等の錯誤が生じ、対象農家の皆様には多大なご迷惑をかけることとなり、誠に遺憾である。事後処理については、迅速かつ誠意をもって対応され、予防策についても取組まれたところであるが、事務事業の執行にあたっては内部におけるチェック機能を徹底されたい。	「実施中」 今回の事態の反省を踏まえ、二度と繰り返さぬよう課内一丸となって事務処理体制等の改善を継続中であります。 業務内容の熟知、正確・迅速な事務処理、係内の情報共有、関係機関との十分な連携等、今後もさらに強化し、課単位での管理体制の確立に努めたい。
維持課	つり銭は適正に保管されたい。また、つり銭の必要性についても精査されたい。	「措置済み」 ここ何年間にわたっても釣銭を使用していないことから不要と判断し、平成20年3月25日付で会計管理者へ返却いたしました。

二見総合支所 生活環境課	自動交付機内のつり銭と貸付金額に不一致がみられ、手数料の一部調定漏れが判明した。取引ジャーナルリスト、手数料及びつり銭については適正な確認をされたい。	「措置済み」 自動交付機内のオーバーフロー部分は、精算時に毎回必ず確認することを徹底し、取引ジャーナルリストのチェックは、2人が行うこととしました。
小俣総合支所 産業建設課 (※平成20年3月31日廃課)	2部複写の手書き領収書に一連番号が付されず、また、書損分が保管されていないものが見受けられたので取扱いについては、適正に処理されたい。	「措置済み」(事務を引き継いだ農林課から回答) 領収書の一連番号については、未使用分に付番し改善しました。また、書損分については、適切な取扱い方法が認識されていなかったため、指摘後、産業建設課内で取扱いについて統一を図りました。 「措置済み」(事務を引き継いだ地域振興課から回答) 平成20年4月1日から、産業建設課が廃課になったため、一部事務を地域振興課に引継ぎました。領収書の取扱いについては、適正に処理を行っています。
学校教育課	(1) 学校統一通帳に修学旅行援助の残額が留め置かれていたが、本来の援助目的に使用できるよう適切な事務処理について指導されたい。 (2) 生徒の大会参加に伴う経費については、大会終了後に教育委員会から振込まれるため、一時的にPTA会費から立替えている事例が見受けられた。今後は、大会前に支払い手続きをされたい。	「措置済み」 適切な事務処理を行うよう指導した。  「実施中」(スポーツ大会参加経費のため生涯学習・スポーツ課から回答) 大会参加に伴う経費は、当課が伊勢市中学校体育連盟へ負担金として振り込んでいる。毎年度、伊勢市中学校体育連盟と連絡しあい、いつまでに振込む必要があるかを確認しているが、今後はさらに連絡を密にし、確実に最初の大会が実施される前に振込みができるよう調整していく。また、伊勢市中学校体育連盟については、各大会前に、遅延なく大会に参加される生徒(保護者)に経費を支給するよう指導する。
生涯学習・ スポーツ課	学校体育施設開放事業に関する使用料の収納については、旧伊勢市の各学校長に委託しているが、収納金の引継ぎの遅れにより指定金融機関への払い込みに日数を要している事例が見受けられたので、遅延ない引継ぎを指導されるとともに、会計規則の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	「実施中」 収納金の引継ぎの遅れがないよう、各学校へ指導するとともに、当課においても、学校から届き次第、早急に指定金融機関に払い込むよう徹底する。
文化振興課	観光文化会館の指定管理者と締結した基本協定書の成果目標において未達成の項目が見受けられたので、適切な履行確認に努められたい。	「実施中」 指定管理者の業務運営についての的確に把握できるよう、日頃からの指定管理者と情報の共有を行うと共に、毎月提出される業務報告提出時にも、成果目標達成に向けての活動状況についても報告も受けることとし、履行状況の確認を実施する。
各小中学校・ 幼稚園	(1) 学校体育施設開放事業に関する使用料の収納を受託している学校において、数ヶ月間引継ぎがされていない事例が見受けられたので、すみやかに引継ぎをされたい。	「実施中」 生涯学習・スポーツ課の措置状況のとおり。

	<p>(2) 生徒の大会参加に伴う経費については、大会終了後に教育委員会から振込まれるため、一時的にPTA会費から立替えている事例が見受けられた。今後は、大会前に支払い手続きをされたい。</p> <p>(3) 生徒の大会参加経費が学校統一通帳に振込まれたが、一時的に立替えたPTA会計に戻されることなく、留め置かれていたので適切に処理されたい。</p> <p>(4) 預かり保育の2部複写の手書き領収書で、書損分が保管されていないものが見受けられたので取扱いについては適正に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」 学校教育課の(1)に対する措置状況のとおり。</p> <p>「実施中」 学校教育課の(2)に対する措置状況のとおり。</p> <p>「措置済み」 教育総務課から各園に対し、適正に処理するように指導した。</p>
<p>消防本部 (署・分署・出張所)</p>	<p>消防職員の年末年始の休日勤務手当の過払いが発生したことは誠に遺憾である。法令を適正に解釈され、再発防止に努められたい。</p>	<p>「措置済み」 平成18年度までの誤った取扱により、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。 平成19年度における年末年始の休日(元日を除く12月29日～1月3日)勤務手当の取扱は、法令及び例規どおりの運用に改めております。 今後、同様の問題が発生しないよう、常に関係法令を点検し、解釈を確認し、適正な運用に努めてまいります。</p>